

開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること  
(施策番号ⅩⅡ-1-2)

添付資料

# 開発途上国保健衛生福祉開発企画推進事業

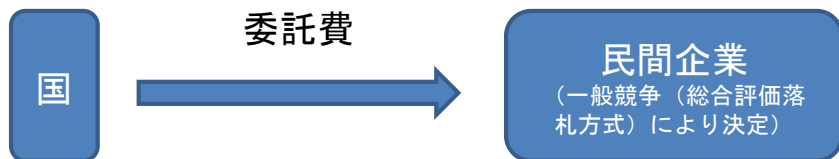
## 事業概要・目的

- 水道分野の国際協力検討事業(検討会の開催及び現地調査)
  - (a. 保健衛生福祉開発事業検討経費 b. 保健衛生福祉開発事業現地調査費)
- 水道分野の国際協力で優先的に取り組むべき課題について、産学官の水道専門家により、課題解決のための方策や支援の方針等を検討し、その結果を水道分野の国際協力関係者と共有することで、効率的・効果的な国際協力を推進する。
- 水道分野の国際協力について、専門的見地から課題解決のための方策や支援の方針等を検討する取組は本事業以外に存在せず、今後も事業継続していく必要がある。
- 水道プロジェクト計画作成指導事業
  - (c. 水供給プロジェクト計画作成指導経費)
- 開発途上国が我が国へ提出する援助要請計画は、長期的な展望や計画性などにおいて十分に成熟していない。本事業は、開発途上国が作成する要請計画について、官民が持つ技術的、専門的見地から実地に指導することで、相手国の計画策定能力の向上を図るとともに、良質かつ熟度の高い援助を促進する。
- 「インフラシステム輸出戦略改訂」で新たなフロンティアとなるインフラ分野として水道分野が選定され、案件発掘段階からの関与が示されている。本事業は案件形成の発掘に貢献する取組である。

## 事業イメージ・具体例

- 水道分野の国際協力検討事業
  - 産学官の水道専門家による検討委員会を実施。
  - 優先的に取り組む課題について方策や支援方針等を検討。
  - 検討結果を報告書にまとめ、水道分野の国際協力関係者と共有することで、水道の国際トレンドや開発途上国のニーズを踏まえた、効果的・効率的な国際協力を促進。
  - 令和3年度は、我が国の政策等を踏まえて水道事業体等による国際協力と本邦企業による海外進出を促進する具体的な支援策を検討する予定。当該検討にあたり、本邦企業が進出している現地を調査することでニーズなどを把握し、検討に反映させる予定。
- 水道プロジェクト計画作成指導事業
  - 開発途上国へ赴き、水道分野の技術面・人材面・財政面等の課題について調査・検討を行い、熟度の高い援助要請計画の作成について直接助言・指導を実施。
  - 開発途上国において援助要請計画の作成能力が向上。
  - 援助要請計画が外務省に提出され、採択されることで、熟度の高い案件形成に資する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 我が国の産学官の専門家が持つ知見を活用しながら、水道分野における効果的・効率的な国際協力の展開を促進し、開発途上国の上水道の持続的・自立的発展に資する。
- 併せて、良質な国際協力の実施を通じて、日本企業のインフラ輸出の可能性が期待できる。

# ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業

## 事業概要・目的

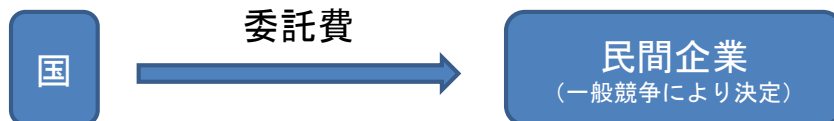
- ASEAN10ヶ国から社会福祉、保健医療政策及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、当該分野における人材育成を強化し、ASEANと日本の関係発展を図る。
- 社会保障と雇用政策の一体的な実施という観点から、人材育成、高齢化社会への対応、母子・障害者保健福祉、社会的弱者支援等をテーマとする。福祉、保健サービスと雇用サービスの連携を軸に、中央政府と地方政府との連携、官民の役割分担、コミュニティー活動などについて議論を行う。
- 本会合は、ASEAN+3保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合を支える事業としても関係国間で位置づけられており、本会合の成果は、ASEAN+3保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合、雇用労働大臣会合に報告されるとともに、ASEAN事務局による政策提言に活用される。
- 本会合は令和2年度で18回目。会合に関する参加者へのアンケートによると、例年、8割以上の参加者が「会合が有効だった」と評価し、さらに、会合でとりまとめられた提言に基づき取組みを開始した国の割合は9割程度となっており、効果的に参加国への政策形成支援及び日本の知見・経験の共有が行われている。

## 事業イメージ・具体例

- 年1回、3日間、国内で開催。
- 参加国 ASEAN10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）  
中国、韓国、日本
- 参加人数：ASEAN10カ国各4名（※）、中韓各3名、ASEAN事務局・WHO等の国際機関、日本側参加者等 約80名  
（※4名の内訳：福祉・保健・雇用分野の局長3名及び課長1名）

第17回	2019.12.4-12.6	名古屋	健康長寿を実現する社会の構築に向けて
第16回	2018.12.5-12.7	横浜	貧困の削減と子ども・若者のエンパワメントを通じた包括的社会の促進
第15回	2017.10.31-11.2	福岡	未来を担う子どもたちの健全な育成
第14回	2016.11.9-11.11	東京	社会的支援が必要な人々の社会参画の促進とアクセシビリティの改善
第13回	2015.10.20-10.22	神戸	災害から人、暮らし、みらいを守る

## 資金の流れ



## 期待される効果

- ASEAN地域への政策形成支援や人材教育といった環境整備を行うことで、当該地域と相互互恵的な関係を構築する。
- 将来的に経済面での日本国内への裨益を図る。

# 技能評価システム移転促進事業の概要

## 事業概要・目的

我が国との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつあるASEANを対象に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに我が国官民において培ってきた技能検定、訓練方法等に関するノウハウを日本国内及び現地での研修等を通じ移転することによって、技能評価システムの構築・改善を支援する。

## 事業の流れ

### 技能評価人材養成研修

#### 試験基準・問題等の作成に係る研修

- ・現地の技能評価を行っている行政組織、職業訓練施設の実務担当者などが対象。  
(技能評価技法研修)

#### 試験採点・評価等の実施に係る研修

- ・職業訓練指導員などが対象(評価者講習)

#### 職業訓練方法に係る研修

- ・職業訓練指導員などが対象

#### ASEAN技能評価担当者研修

- ・職業訓練指導員などが対象

### 技能評価トライアル

- ・日本から派遣した技能検定の専門家の指導の下、現地において研修修了者が中心となって、試行的に技能検定試験等を実施し、技能評価の定着を図る。

#### 技能評価者の能力確認 (評価者認定)

### 技能評価 人材の確保

### 官民合同委員会の開催

- ・技能評価システム構築のため現地政府、日系企業の参加により開催。日本からも行政官及び技能検定の専門家が参加。

技能評価システム標準の  
構築

# 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業費

(厚生労働省大臣官房国際課) 令和2年度予算案 51,214 (51,214) 千円

## 事業概要・目的

### ○ プロジェクト概要・目的

アジア諸国では、貧富の格差が社会情勢不安をもたらすなど貧困層の生活改善が喫緊の課題となっており、特に、低所得者、女性、障害者等の社会的に脆弱な人々に対する支援を、草の根レベルで積極的に支援する必要があるが、発展途上国による自律的な実施は困難な状況にある。

本事業では、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労使団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行う。

### ○ 事業年度 平成23年度～



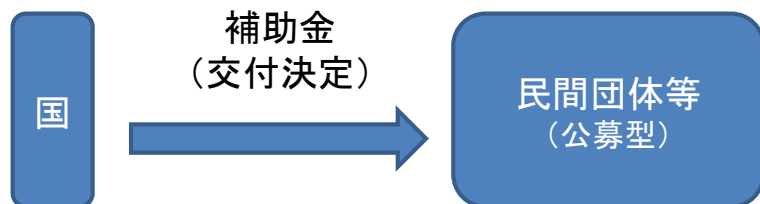
## 事業イメージ

国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、

- 互助団体設立等の組織化を支援するための支援(専門家、現地労使団体との協議、組織化のための人材育成、ワークショップの開催等)
- 理容、裁縫、小物作成等現地のニーズに沿った人材育成及び法律制度等に関する普及
- 製造製品の販売支援、訓練の巡回指導等
- 成果を政府、各国等へ普及(セミナー等の実施)



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 公的サポートの行き届かない人々について、互助団体の設立等により組織化が図られる。
- 基礎的な理容、裁縫等により自律的な生活、就職等が可能となる。
- 支援が、労使団体、政府により自律的に実施される。  
ことにより、
- 格差等による社会情勢不安を防止し、均衡しかつ持続可能な成長の基礎を作り促進することにより、我が国がアジア地域の成長を取り込むことが可能となる。
- 我が国と各国との良好な国際協力の展開を通じ、日系企業の海外市場参入の機会の拡大を見込む。

# 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業費

## ○課題

アジア太平洋地域を中心に、職業訓練の高度化(短大レベル)が求められる中、実学両方を兼ね備え、高度な職業訓練(短大レベル)を担当できる職業訓練指導員を養成することは、開発途上国においては困難な状況にある。

## ○概要

開発途上国からニーズの高い修士課程相当の専門的施設に、開発途上国の大卒の職業訓練指導分野に従事する者を受け入れ、職業訓練計画の策定及び母国のニーズに合った教材の研究開発・作成、職業訓練の評価等を習得させ、母国で他の職業訓練指導員の指導など中核的役割を果たし得る高度な職業訓練を実施できる人材を養成する。

## 実施内容

### 1 研修内容

修士課程相当の専門的施設に、開発途上国の大卒の職業訓練指導分野に従事する者を受け入れ、高度な職業訓練を実施できる人材を養成することとし、3箇月間の日本語教育及び2年間の修士課程における研修を実施する。

### 2 受入対象国

研修生が帰国後に職業訓練指導員のリーダーとして活用されることが期待される開発途上国